

先物・オプション取引口座設定約諾書兼先物・オプション取引に関する同意書 該当箇所の新旧対照表

(下線部分改定)

頁	新	旧	備考
1	<p>その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）</p>	<p>その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第3項並びに第4項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）</p>	改定
4	<p>（最終清算指数等の変更等）            第10条 <u>金利先物取引における最終決済期日前に最終清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</u>  <u>2 指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</u>  <u>3 指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数又はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。</u>            4 私が、<u>金利先物取引</u>、<u>指数先物取引</u>又は<u>指数オプション取引</u>において、TONA 又は指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴社、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）、<u>日本銀行及び指数の算出者</u>（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。</p>	<p>（最終清算指数等の変更等）            第10条 <u>指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</u>  <u>2 指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数又はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。</u>  <u>3 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴社、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）及び指数の算出者</u>（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。  <u>4 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に</u></p>	<p>改定</p> <p>改定</p> <p>新設</p> <p>改定</p>

頁	新	旧	備考
11	<p>5 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に掲げる場合には、当該オプション取引が行われた金融商品取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。</p> <p style="text-align: right;">(2023年5月29日)</p>	<p>掲げる場合には、当該オプション取引が行われた金融商品取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。</p> <p style="text-align: right;">(2020年7月27日)</p>	<p>年月日の変更</p>

以上